

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

掲示事項等告示の一部改正等について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が、平成27年厚生労働省告示第305号をもって改正され、平成27年7月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、掲示事項等告示の改正に伴い、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305 第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 掲示事項等告示の一部改正について

「エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）」について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2 関連通知の一部改正について

留意事項通知の一部を次のように改める。

別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及び注射用抗菌薬」を「、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤」に改める。

別添3区分01(5)イ中「及び注射用抗菌薬」を「、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤」に改める。

現 行	改 正 後
<p>別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロン製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキسام酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製</p>	<p>別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロン製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキسام酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製</p>

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコ
ポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポ
エチン、ダルベポエチン、テリパチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ
ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセ
プト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電
解質製剤、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性化型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固
第X因子加活性化型血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロニン製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒ
トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生
理食塩水、プロスタグラジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコ
ポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポ
エチン、ダルベポエチン、テリパチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ
ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセ
プト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電
解質製剤及び注射用抗菌薬

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性化型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固
第X因子加活性化型血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性化複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロニン製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒ
トソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生
理食塩水、プロスタグラジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ
プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製
剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾニン酸エステルナト
リウム製剤、デキサメタゾニン酸エステルトリウム製剤、デ
キサメタゾニンメタホルホ安息香酸エステルトリウム製剤、プロ
トンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナト
リウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルクロロペラジン製剤、ブチ
ル製剤、メトクロプラミド製剤、プロチルリチン酸モノアンモニウム
ルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム
・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、
エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレ
ナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤
及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレ
ピン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン
(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬及びエダラポン製
剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、
「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、
薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えること
ができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の
上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の
意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受
けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助す
る場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を
持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合
は、この限りでない。

ウ (略)

(7)～(14) (略)

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ
プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製
剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾニン酸エステルナト
リウム製剤、デキサメタゾニン酸エステルトリウム製剤、デ
キサメタゾニンメタホルホ安息香酸エステルトリウム製剤、プロ
トンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナト
リウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルクロロペラジン製剤、ブチ
ル製剤、メトクロプラミド製剤、プロチルリチン酸モノアンモニウム
ルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム
・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、
エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレ
ナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤
及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレ
ピン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン
(皮下注射)製剤、電解質製剤及び注射用抗菌薬)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、
「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、
薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えること
ができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の
上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の
意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受
けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助す
る場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を
持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合
は、この限りでない。

ウ (略)

(7)～(14) (略)